

## 社会福祉法人 千木福祉会 役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人千木福祉会(以下「この法人」という。)の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。なお、常勤役員のうち、理事は常勤理事、監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、役員及び評議員としての職務の執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費を言い、報酬とは区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

### (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間 6,000,000 円以内とする。ただし、この報酬総額には、使用者としての給与は含めないものとする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間 500,000 円以内とする。
- 3 この法人の常勤及び非常勤理事並びに常勤監事の報酬月額は、別表第1『役員俸給表』に定める通りとする。
- 4 評議員の報酬は、別記1『評議員の報酬』に定める通りとする。

### (費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを弁償することができる。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、この法人の旅費規程に則って支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 役員の報酬等(旅費を除く。)の支給日は、この法人の給与規程第24条と同様とする。

- 2 評議員の報酬等並びに役員及び評議員の旅費は、必要のつど、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給または支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の承認を経て理事長が別に定めるものとする。

附則

(実施期日)

この規程は平成29年 6月 7日から施行する。

(旧規定の廃止)

平成22年11月1日施行の役員等報酬規程は、これを廃止する。

別表1 役員俸給表

名 称	報酬(月額)	備 考
理事長	400,000円	常勤・非常勤の別を問わない。
常勤理事・監事	300,000円	使用者に関しては支給しない。
非常勤理事・監事	原則支給しない	

※上記のほか、理事会への出席に際しては、1回につき15,000円を支給する(この場合も使用者としての立場を有する者は除く)。

別記1 評議員の報酬

評議員に関しては、その地位にあることのみによっては、報酬は支給しない。但し評議員会への出席に際しては、1回につき15,000円を支給する。